

# 法人かまた

2012.  
12

**THE MONTHLY KAMATA NEWS No.445**

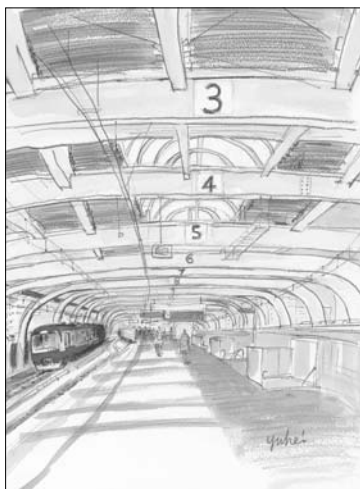


京急蒲田駅3階ホーム/スケッチ 山下雄平

## CONTENTS

- 法人会全国大会(北海道釧路) ……1~2
- 税務ニュース ……3
- 都税だより ……4
- 法人会コーナー ……5~7
  - ◆ 青年部会・女性部会合同研修会
  - ◆ 青年部会・イブニングセミナー
  - ◆ 親睦チャリティーゴルフ大会
- ◆ 西糀谷バス研修会
- 大田の工匠100人 ……6
- 会計を経営判断の指針とせよ ……8~9
- Take Five/宮下裕行 ……10
- 私のすすめる店/読者のひろば ……11
- デスクサイド/新入会員紹介 ……12

12月の予定	行事関係	12月4日(火) 13:30~ ● 新設法人説明会 法人会館4F	行事関係	12月13日(木) 14:00~ ● パソコン講習会① 法人会館4F
	12月5日(水) 14:00~ ● 経営セミナー 大田区産業プラザ6F	12月14日(金) 14:00~ ● パソコン講習会② 法人会館4F		
	12月5日(水) 18:30~ ● 特別第6ブロック税務研修会 大田区産業プラザ4F	会議関係	12月3日(月) 16:00~ ■ 正副会長会 法人会館4F	
	12月6日(木) 14:00~ ● 金融セミナー 大田区産業プラザ6F	12月3日(月) 17:00~ ■ 支部組織再編プロジェクト会議 法人会館4F		
	12月6日(木) 16:30~ ● 女性部会健康セミナー 丸の内タニタ食堂	12月6日(木) 13:30~ ■ 女性部会役員会 大丸東京		
	12月7日(金) 13:30~ ● 決算法人説明会 蒲田税務署	12月11日(火) 16:30~ ■ 青年部会役員会 法人会館6F		
	12月11日(火) 14:00~ ● 法人税講座 法人会館4F	12月14日(金) 16:00~ ■ 広報委員会 法人会館6F		



### 表紙スケッチについて

10月21日の日曜日に、京急蒲田駅の高架化が完成し、3階ホームがお披露目されました。

駅自体はまだ工事の様子ですが、羽田線が国道を遮断することなく、踏切もすべて無くなりました。

私は当日、偶然川崎方面に行くために3階ホームで電車を待ちました。

ホームにはカメラをもった鉄道マニアの人たちが写真片手に動きまわっていました。

私も、日を改めてスケッチブック抱え、新しいホームを描いてきました。

2013年版  
鉄道マップカレンダーのご案内

ご希望の方は蒲田法人会事務局までお越しください。  
大田区蒲田5-40-1 法人ビル5階(大田区役所前)  
※数に限りがありますのでお早めにお越しください。



第29回 (北海道釧路)

# 法人会全国大会開催

十月十二日(木)全法連主催北海道主管の第二十九回法人会全国大会が釧路市民文化会館において千九百名の参加者を得て開催された。

第一部の記念講演は、慶応義塾大学教授の片山善博氏を迎え「地方の再生と日本の将来」と題して講演。

第二部の式典の部は池田全法連会長の挨拶の後、平成二十五年税制改正提言の報告、大会宣言、税制改正に関するスローガン等が採択された。

## 平成25年度 税制改正に関するスローガン

「総論」待たなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！ 活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！

「震災復興」予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を！

「所得税」所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

「法人税」わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを！

「事業継続制」地域の活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継税制を！

「消費税」増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

「地方税関係」地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

「その他」年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

## 基本的な課題

### 1 社会保障と税の 一体改革と今後のあり方

遅きに失した感はあるが、ともかくにも社会保障と税の一体改革が実現する運びとなった。我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進んでいる一方で、財政が先進国で突出して悪化している。これは社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大を反映した図式であり、このままでは社会保障制度の維持も財政の健全化もできないことが誰の目にも明らかだった。成立した一体改革関連法は、消費税の税率を二〇一四年四月に八％、十五年十月に十％へ引き上げることが柱となった。これによりギャップが完全に埋ま

るわけではないが、ギャップの拡大スピードに一定の歯止めをかけるという点で画期的であるといえよう。社会保障制度と財政が持続可能でなければ、将来不安から消費や企業マインドに悪影響を及ぼし、成長の下押し圧力となる懸念も指摘されてきた。そういう意味では、我が国経済にとっても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めたい。

ただ、一体改革関連法には依然としてさまざまな問題が存在しており、これで持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化が達成されるわけではない。肝心なのは今後の改革のあり方である。

## 2 経済活性化と中小企業対策

長引くデフレと欧州債務危機により世界経済が低迷するなか、政府は今年七月に「日本再生戦略」を閣議決定した。これには十一の成長戦略の柱と三十八の重点施策、その改革工程表が示され、一体改革関連法にも盛り込まれた「名目三%、実質二%

の成長」を目指すという。

しかし、これまでも成長戦略が策定されたにもかかわらず、その成果は極めて曖昧である。再生戦略を絵に描いた餅にしなない。そして、その効果を明確にするには、民間企業では広く採用されている「PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル」の手法を取り入れ、政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが求められる。

また、悪化した財政の中では、いかに規制緩和によって経済の活力を引き出すかが重要である。特に、成長分野と位置付けられる医療や農業、再生エネルギー分野での大胆な規制改革が求められる。同時に原発事故がもたらした電力供給不安は早期に解消する必要がある。

税制面では企業が将来に向け

て活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができると環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかせない。

## 3 国と地方のあり方

わが国の行財政システムは中央集権的であり、すでに行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然の流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。

国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

こうした中で、今回の消費税増税では地方消費税の引き上げ率が国のそれを上回った。地方自治体の首長、地方公務員、そ

して地方議員はこのことを深く認識し、自ら身を削って住民に理解を求める責務があると考え

## 4 震災復興

被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

## 5 その他

- 1・環境問題に対する税制上の対応
- 2・納税環境の整備
- 3・租税教育の充実

紙面の都合上一部掲載。詳細は全国法人会総連合ホームページに掲載しております。

## 年 末 調 整 に つ い て

介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額 4 万円の所得控除が創設され、各保険料に応じた生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされます。

この改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用されます。

平成 22 年度の改正により、生命保険料控除が改組され、平成 24 年分以後の所得税から、次の(1)から(3)までによる各生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされます。

### (1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等については、適用限度額 4 万円の所得控除（以下「介護医療保険料控除」といいます。）が適用されます。

ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円とされます。

ハ 上記イ及びロの各保険料の控除額の計算は次の表のとおりとされます。

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000 円以下	支払った保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	$\left[ \text{支払った保険料等の金額の合計額} \right] \times \frac{1}{2} + 10,000 \text{ 円}$
40,001 円から 80,000 円まで	$\left[ \text{支払った保険料等の金額の合計額} \right] \times \frac{1}{4} + 20,000 \text{ 円}$
80,001 円以上	一律に 40,000 円

ニ 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用することとされます。

### (2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 5 万円）が適用されます。

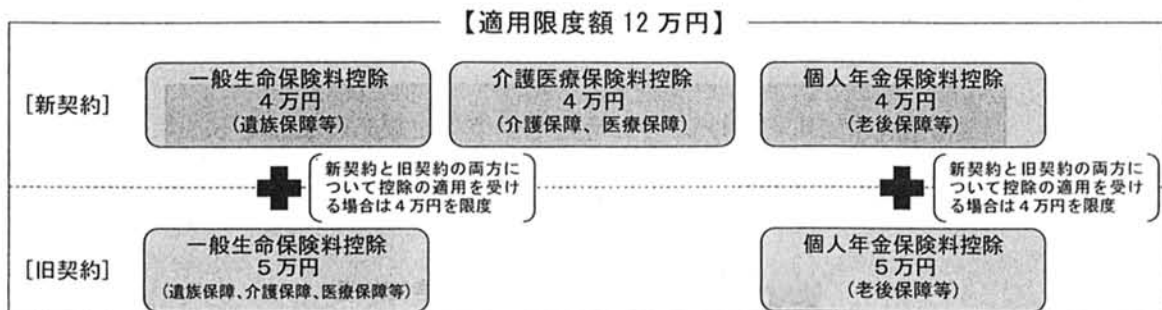
### (3) 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 4 万円）とされます。

イ 新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額

ロ 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

### 【改正後の生命保険料控除の概要】




# 12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です (23区内)




6月にお送りした納付書により、**12月27日(木)**までにお納めください。

- ① 金融機関\*1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替\*2
- ③ コンビニエンスストア\*3

〈利用可能なコンビニエンスストア〉  
くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家  
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ロ  
ーソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関\*1・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング\*4

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- ※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。  
○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。  
なお、都では独自に、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。  
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。  
○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

**固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。**  
お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)  
〈口座振替のお問い合わせ先〉主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)

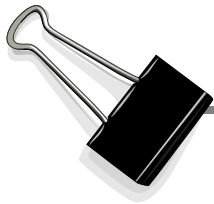
## 23区内に小規模非住宅用地をお持ちの方へ 固定資産税・都市計画税(23区内)の 減免申請はお済みですか?



～小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税(23区内)の減免を受けるためには、申請が必要です～

<b>減免の対象</b>	一画地における非住宅用地(商業ビルや店舗の敷地、駐車場、更地(住宅建設予定地)など)の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分。 ※ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。
<b>減免の割合</b>	固定資産税及び都市計画税の税額の2割

小規模非住宅用地の減免申請の期限は、**平成24年12月28日(金)**です。該当する方はお早めに申請してください。  
なお、前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。



第23回 青年部会・女性部会合同研修会

「趣味に学ぶ」

講師：蒲田税務署 菊池忠良署長

十月十一日（木）午後四時より、プラザアペアにおいて第二十三回青年部会・女性部会合同研修会が開催されました。

はじめに青年部会小田川部会長より挨拶、七月の人事異動でご着任されました蒲田税務署菊池忠良署長をはじめ署幹部の方々がご臨席され、参加者は四十名となりました。

今回は菊池署長に講師をお願いし、「趣味に学ぶ」と題してご講演をいただきました。

冒頭で電子申告の利便性などについてお話しされた後に、出身地である岩手県江刺区（現奥州市）の名産品である江刺金孔米や江刺りんごについての紹介があり、特に江刺りんごは有名で、初競りの際には日本一の高値がつけられているとのことでした。

そして、本題の「趣味に学ぶ」においては、中学のころから始めた剣道を今も続けており、蒲田署に着任するまでは、週二回の稽古を欠かさずに行っていたとのこと。

しかし、現在は業務多忙のため、週一回の稽古になってしまっているが、何事も継続することが大事



とのことでした。

指導者に恵まれ、特に三つの教えを重んじておられ、

- ①「剣道できる幸せ」
- ②「〇・五段」
- ③「打って反省、打たれて感謝」

それぞれ意味はあるものの一番大切なことは、仕事、家庭、遊び（趣味）が三位一体となっていることであるとのこと。

そして指導者として人にはチャンスを与え、物事は常に教えるのではなく考えさせ、自発的行動が見られた時には率先して教えることで人は伸びると、指導者としての極意も話されました。

「皆さんは優れた技術をお持ちですので、自信をもって事業継続に取り組んでください」と激励された講演は終了。

最後に女性部会村岡部会長の挨拶で閉会となりました。

〈青年部会副部会長

川合裕幸 記〉

青年部会 イブニングセミナー

今年度第3回目はSuica開発者のお話です！

SLのカマ焚きがSuicaシステム開発のSEに…

青年部会の第三回イブニングセミナーを十月十九日、本会の下丸子4支部の相澤支部長のご紹介で、講師に元JR東日本情報システムSE、大山正氏をお招きして開催いたしました。

大山さんは元JR東日本でSuicaの開発をされた方です。

ただ、旧国鉄に入社された動機は蒸気機関車に憧れていた、今でいう「鉄ちゃん」だったそうです。

まずは機関助手時代にご自身で撮影されたビデオを流しながら、カマ焚きの微妙な塩梅や機関車の種類等をお話いただきました。

続いてSuica開発の経緯を、お客様の利便性向上や裏が黒い磁器切符の一般化、経費削減等について具体的にお話いただきました。

カードには履歴が残っており「ピッ」と近づけた時に0.2秒で情報のやりとりが完了するということが、非接触だがカードにはアンテナがあつてそこで電気をもらいつつ情報のやりとりをするので、素早い認識が可能となることなどがわか



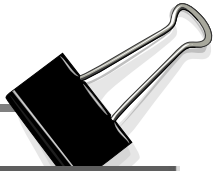
講師の大山正氏

りました。私鉄相互の料金精算については、私鉄のPASMOと精算する法人が可能になったことや、四社までまでたがっても精算が可能などなどを聞きつつ、現在の相互乗り入れ状況を考えるとPASMOとの協力は絶対必要だったと一昔前を思いつつ聞いておりました。

軽食時も、当日セミナーに参加された同僚だった方（？）やJRの後輩の方とも会話が弾み、もちろん質疑応答もSLからICチップの話まで幅広くお話しされました。

この機会でなければ聴くことのできない貴重なセミナーでした。

〈部会長 小田川幸生 記〉



優勝の永井新一さん

心の一打や反省  
でスタート。会  
務務署長の乾杯  
税務署長の乾杯  
中井元蒲田  
撈、中井元蒲田  
渡邊会長の挨拶

十月四日(木) 佐倉CCにお  
いて第十三回チャリティーゴル  
フ大会が開催され、参加者五十  
一名が澄みきった青空の下、新  
ペリア方式で熱戦を繰り広げた。  
プレー終了後の懇親会では、



順位	成績		
	優勝	準優勝	3位
氏名	永井新一	酒匂洋治	茂田富造
OUT	40	36	37
IN	42	38	42
GROSS	82	74	79
HDCP	10.8	2.4	7.2
NET	71.2	71.6	71.8

募金いただきました皆様あり  
がとうございました。  
等々歓談の盛り上がる中、表彰  
式に移り茂田相談役の閉会のこと  
ばでお開きとなった。  
今回のチャリティー募金一〇  
七、〇〇〇円は大田区を通じて  
東日本大震災被災地へ寄付いた  
しました。

# 大田の 23年度 工匠100人



## 大田区モノづくり優秀技能者(大田の工匠100人)表彰③

当会会員7名の方が表彰されました。3回にわたりご紹介いたします。

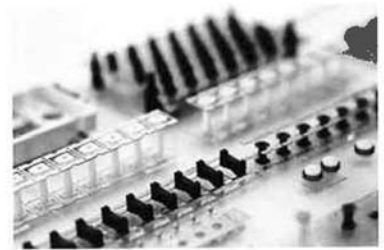
「大田の工匠100人」パンフレットより抜粋

松下工業株式会社

〒146-0093 大田区矢口2-13-6 TEL:03-3750-2622 FAX:03-3750-2653

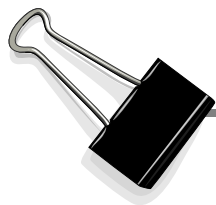
猪又  
豊

自動端子インサート成形(経験年数38年)



フープ端子を使用した自動インサート成形(プレス端子を成形機に自動で挿入して、樹脂と金属端子を一体化する製造方法)の分野を得意とし、精密金型の設計・製作から射出成形までを一貫して行っている。この技術を用いて、第3回「大田の工匠」である塚田勉氏とともに、曲線も可能なLED照明基盤を開発。よりよい製品に向けて、絶えず課題に取り組む姿勢をもつ。

●受賞コメント:ありがとうございます。長いだけが取柄でコツコツと続けて参りましたが、私を受賞とは全く思っておりませんでした。出来る事なら「次世代の人達にも伝えたい技術」です。



西糀谷一・二・三・四支部合同

初秋渡良瀬溪谷バスツアーの旅

九月三十日、台風一七号の中、関東地方は好天に恵まれて定刻通り午前七時に観光バスは出発。バスガイドさんは美人で「わくわく気分」。まずはガイドさんが今日一日事故無し、けが無し楽しい研修会にしましょうと挨拶、続いて運転手さんの紹介。

私たちは総勢四十四名の大世帯、安全のためにシートベルトを装着、バスは動き始めた。

先陣きって武田英雄西糀谷一支部長司会進行役より挨拶を頂き、引続き佐藤仁副会長からの報告で当ブロックは4支部でしたが、新年度から北糀谷が加わり5支部になることが決定したこと、会員増強運動ご協力をお願いされていると、バスは首都高を抜け、東北道に入り1回目の休憩の羽生パーキングに到着。済ませることをさっさと済ませ目的地の向井千秋記念子ども科学館をめざす。

車内では、おしゃべりとお茶とつまみを食べながら最初の目的地まではお酒は我慢。みなさんお行儀良く楽しく移動。会話も尽きぬ

まま一つ目の目的地に到着と同時に小さなトラブル、科学館が閉まっているのです。

一瞬アラと思ったのですが、バスは開館一〇分前に着いてしまい9時間開館まで入口で待つことに。一〇分が短くも長くも感じる暇もなく開館となり中へ。向井千秋宇宙飛行士の声？（ここは宇宙船の軌道を検出する彗星と鏡の部屋）なんだかわくわく、映し出された映像は日本の四季と大自然が巨大な宇宙と融合した



とても不思議な空間…、彼女が受賞した名誉賞や感謝状が沢山あり改めて偉大な方と感じました。たしか彼女は外科医、自身が持つ夢と希望は宇宙にも届いたのでしよう。

見学を終了し、再びバスで次の目的地の水沼駅温泉センターへ。おやしギヤグが飛びかう中、十一時三〇分に到着、ここは駅ホームの中に温泉がある。入浴もしたいのだが腹も減ってきたのでまずは昼食。お腹も一杯になったところで時間もあつたため、温泉入浴組と散歩組に別れて楽しむことに。私は散歩組に入り周囲を探索、濃い緑の山、エメラルドが転がり流れる川、空気も美味しく暫く癒しに浸っていると

出発の時間になり水沼温泉ともお別れ、次の目的地『富弘美術館』へGO↓美しい山々と湖、豊かな緑に包まれた美術館、作品は透明感溢れる明るい色使いで描かれた草花と詩が合わさった水彩画、心に響く詩の数々、あたりを見渡す

と皆、言葉が出ないぐらい星野富弘氏の「花の詩画」を見入っていました。

最後の見学場所も終了し、三度バスに乗り込み人数をチェックして「出発オーライふっふー」群馬ともお別れ、いよいよ帰路へ。

バスの中ではイベントが始まりビンゴゲームで我先に商品を得ようとして張りきるオッチャンとオバちゃん、税金クイズでピンポンと正解する人やブーと不正解と大盛り上がり、ネタが尽きたところでカラオケ大会がスタート。演歌あり、歌謡あり、のど自慢の方々の大合戦で車内は笑いと合唱で楽しく過ごしているといつの間にか東京に入りあと数十分で到着となるころ雨が降り始めてきました。楽しいので忘れていましたが、関東地方に台風が接近中だったことを：バスは首都高羽田を降り糀谷に着いた時はやや強い雨風。これ以上強くなる前に早く家に帰えろつと。

これにて蒲田法人会第十六ブロック初秋バス研修会報告を終わります。

最後に武田英雄支部長お世話になりました。良い研修バスツアーありがとうございました。

西糀谷3支部 小泉 正 記

# 会計を経営判断の指針とせよ

## 中小企業経営者が活用すべき会計の3つのポイント

永山孝男税理士事務所  
税理士  
永山孝男

業経営者が活用すべき会計の3つのポイントを紹介させていただきます。

### 2. 勘定科目設定について

お客様との話の中で、「勘定科目が解らない」と言われる場面は少なくありません。

中小企業者は決算報告書作成の段階では、法人税法や中小企業基本要領などにより規定されている勘定科目により、財務書類を作成しなければなりません。しかし、試算表上の勘定科目、つまり、帳簿上の勘定科目は経営者自身が見るための科目体系を設定すべきです。経営者が解りやすく、かつ、作成された試算表等に関心を強く抱くような設定が必要です。

勘定科目の分類は、形態別分類と目的別分類に区分されます。例えば、ボールペンの購入費用は形態別では消耗品費や事務用品費に分類されますが、広告宣伝のための贈答用に購入したものは目的別では広告宣伝費になります。このような分類方

### 1. 会計の役割

#### (1) 財務会計の役割

会計が果たすべき大きな役割は、利害関係者間の利害調整とされており、

この利害関係には2つの立場が存在します。一つは、出資者と経営者の関係です。

出資者が企業に資金を出して経営者はその資金を基に事業を遂行し、得た利益を配当として出資者に分配する。この場合の会計の役割は配当可能利益情報の提供です。もう一つは、投資家と経営者の関係です。潜在的・顕在的投資家が、企業に出資する際の判断材料として利益を使用します。この利益は経営成績判定のための利益であり、経営者の経営の巧拙を表すことになるため、投資家の投資行動と経営者

この場合の会計の役割は、収益力情報の提供です。

上場企業等においては、投資家は不特定多数かつグローバルに存在するため、算出しなければならぬ利益はこれらの投資家が適正に判断できるための一定のルールに従って計算されなければなりません。そのルールは、国際会計基準や金融商品取引法などであり、その内容は複雑で会計と無関係の者にとつては、難解怪奇な内容と言えます。

#### (2) 中小企業経営者のための会計の役割

日本には約260万社の会社があり、そのうち資本金1億円以下の会社は約98%であり、さらに資本金1億円以下の会社のうち、同族会社は約97%との統計があります。同族会社においては株

主と経営者が一致または親族等の緊密な関係にあるため、上記のような利害調整を要する蓋然性は、極めて低いものと言えます。

では、中小企業にとって、会計の本質的役割をどのように捉えればよいのでしょうか。投資家と経営者間の利害調整要請は乏しいものの、算出された利益は税金計算の基礎であり、また、資金借入時の金融機関の判断基準ともなります。この点、中小企業においても財務書類は、国・地方公共団体や金融機関等の債権者等との利害調整機能を果たすものと言えます。しかし、外部・内部経営環境が常に険しい中小企業にとつては、会計は経営者にとつてより有用であるべきであり、経営判断の指針として使用できるものでなければ

ならないと考えます。上述のような利害調整機能が副次的なものとは決して言いませんが、管理会計的な機能を重視して経営判断のための会計という位置づけこそが、中小企業経営者にとつての本質的な役割であるべきと考えます。

平成24年2月1日に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小企業基本要領」という)が公表されました。経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる「経営者に役立つ会計」が強調されており、簡素で安定的なものであることにより経営者が理解し易く、会社の成長に資するための基準となるように位置付けられています。以下では、中小企業基本要領と同様の観点から、私が考える「中小企

法を考慮しながら自社の支出を分類して、経営者が試算表を見たときに、勘定科目の金額を見て「何に支出した金額の累計額なのか」が瞬時に解るようにしておきます。

事業活動は多種多様であり、経営者が気になる支出については、事業内容、また、経営者の考え方により様々であると思います。経営者が重要と考える支出については、経営者が試算表を見て一目瞭然に理解できる勘定科目名称での設定も重要だと思います。極端な例を言えば、外注などで特定の会社への支出を試算表上で即確認できるようにしたければ、「A社費用」などといった勘定科目を設定すればいいのです。ただ、経理担当者や会計事務所からの抵抗がありそうですが……。

ンタイプが働けば、予算と実績との対比を見るようになり、乖離していれば、予算外事業活動のいずれかを修正するというふうに行動するでしょう。もちろん、売上高についても目標設定を行うため、経営者と職員の営業活動のモチベーションにもなります。このサイクルは、経営関係の啓蒙書で頻繁に目にする「Plan↓Do↓Check↓Act」の行動様式の最初の一步になり得ることと思います。多くの経営者様に関与させていただき、会計という立場から経営を見ていると、このサイクルは大変重要であると考えます。すべての勘定科目について出来ればそれに越したことはありませんが、一部の重要な勘定科目についてこのサイクルによる管理をするということでも経営者にとって非常に有用であると考えます。

### 3. 比較分析について

試算表や決算書の数値は、必ずその推移を見てください。毎月の試算表完成時には、

損益計算書について事業年度開始月からの推移表を見ることにより、毎月同額の勘定科目が今月だけ多額と表示されていけば、科目の入力間違いといったミスを発見できます。また、売上や費用の趨勢分析により、次月以降の改善行動のための指標になり得るとも考えます。

決算書も同様に、過去の決算書数値との比較は重要です。売上高、各経費の推移を見るだけでなく、原価率、人件費率、利益率等の推移を見ることで、今年度の状況をより理解できます。例えば、売上高の推移が、過去の数年と変わらずに利益率が下がっていれば、経費が増加しているということですから、原価率が上昇していれば、それが仕入価格上昇等の外部要因なのか、製造上の拙劣等の内部要因なのか、といった分析により次年度以降への対策を考えることができるといえます。同様に、人件費率が上昇していれば、人員削減や雇用形態の見直し等といったことも課題として見えてきます。

できます。

さらに、比較という観点では、他社、特に同業他社との比較により自社の状況を知ることが大変重要です。総務省、中小企業庁、国税庁等のホームページでは地域別、規模別、業種別等に企業に関する様々な統計が公表されています。会計データのみならず、従業員数、事業所数、投資動向、輸出入状況など、様々な統計があります。これらを自社の状況と比較することによって、経営判断の材料にすることが出来るでしょう。

### 4. 製品別・事業別の計算について

複数の製品、事業を取り扱う場合には、それぞれの事業が儲かっているのか、赤字なのかといったことの情報を入手する必要があります。

中小企業の場合には、これらを区分することなく帳簿、決算書を作成している会社は多く見られます。製品別や事業別に損益計算することにより、製品・事業の継続・

廃止の判断、又は、それぞれの製品・事業の責任者の成果の判断材料として活用出来ます。

会計システム上で、部門別の入力ができるものはそれを活用しましょう。また、若干の集計作業という手間が生じるとは思いますが、勘定科目に補助科目を設定する方法も可能です。製品別・事業別で損益計算をする前提要件として、費用を直接費と間接費に区分することです。ある製品・事業の売上に直接的に生じる経費を直接費とし、複数の製品・事業に共通に生じる経費を間接費として区分します。

中小企業経営者にとって解りやすく、有用かつ実践可能な会計の活用について話してきました。会計は、上手に使うことにより経営活動の羅針盤となる情報を提供できるものと確信しております。多くの中小企業経営者の皆様が会計を有効に利用して、会社を成長発展させていくことは、私達の職責の一つと考えております。



### 宮下 裕行

(みやしたひろゆき)

【著者略歴】愛知県名古屋出身。中央大学法学部卒業後、東京国税局調査部、国税広報室広報係長、資料調査課主査、同国際調査専門官、同総括主査、保土ヶ谷税務署副署長、特別国税調査官等を経て、現在、税理士。東京地方税理士会税法研究所研究員(法人税担当)  
【主要著作】「新時代の法人税調査の着眼点」、「最新法人税調査の傾向と対策」、「その時どうする実務家のための法人税」(いずれも(財)大蔵財務協会)「国税速報」、「週刊税のしるべ」(いずれも(財)大蔵財務協会)、「月刊税理」、「旬刊速報税理」(いずれもぎょうせい)等にも執筆



最近の為替相場では、1米ドルが70円台にまで、1ユーロは100円台、となっていて数年前とは隔世の感があります。

こうしたときには一般に、輸出業者の方は泣き、輸入業者の方には笑いが、ともいわれれますが実際にはそれほど簡単に割り

切れるものでもなく、現実の個々の状況によって何かと頭を悩ます問題も出てくるようです。こんな話を聞きました。

### 為替相場の変動で大変

精密工具類の製造販売業者の社長さんです。周りの方のお話では、この方「自社製品には絶対の自信がある」との気概をお持ちで、確かにその商品の信頼性も非常に高いものとなっているとのことでした。

その方とお話しをする機会があり、その時のご質問です。

「今度ドイツから新しい機械を購入する予定ですが、契約時における程度の金額を前払いしなければならぬのです。この場合、その機械を取得したときの処理はどうなるのでしょうか」というものでした。

良いものを造るには、それに見合うものにより造る、これがその方の信念だそうです。ただそれに伴って発生するいろいろな問題は、その方にとって心配の種になっているのも間違いのない事実でした。

その方のお話によれば、例えば50万ユーロで機械の購入契約をして、そのうち10万ユーロを

前渡金で相手方に払い、機械の取得時に40万ユーロを支払ったときの処理です。

仮に、その10万ユーロの支払時の為替相場が1ユーロ120円だとすると、円による支払額は①120万円(120円×10万ユーロ)となります。そして、40万ユーロの支払時が100円であれば、円での支払額は②400万円(100円×40万ユーロ)になります。実際に機械の取得に要した金額を円に換算しますと③520万円(①+②)です。

ですが、機械の取得時におけるレートは1ユーロ100円ですので、その時点で機械の価値を円に換算しますと④500万円(100円×50万ユーロ)となります。そうしますと、円で実際に支払った金額との差額200万円(③-④)は、機械の価値が下がったものとして為替差損で処理することになるのか、というご質問でした。

### 前渡金の振替え

税法の考え方からしますと、物の引渡しを受けたことによる費用は、その「引渡しがあった日」における金額で計上するものとされています。この原則に

よれば、先の例では、機械を取得したときの価値は、その時点のレートで円換算しますので500万円になります。

では、この機械の取得価値は500万円とし、現実に支払った金額との差額200万円はやはり為替差損として処理することになるのでしょうか。

これについての税務上の取扱いは、この機械の取得価値は支払った金額500万円で資産に計上できるとしています。

その趣旨は、前渡金は将来の物品の取得等のために支払をするもので、それが取引の条件とされている以上、その支払行為自体はそれで完了しておりその円建ての金額も確定していると、その取引が完了した場合にこの前渡金を物品の取得等費用に振り替えれば済む、と考えられるからです。

このお話をしたところ、その社長さん「それが合理的ですかね」とおっしゃり初めて笑顔を見せられました。でも、そのお顔はすぐに真顔に戻り「来年も円高傾向は続くのではありませんか」と、企業のトップの顔で来るべき年を見据えられていたのを記憶しています。

# 私のすすめる店

## 中国料理東明春

■ 場所：大田区蒲田本町1-3-8第一キヤビル1F  
 ■ 電話：03-3735-5575  
 ■ 営業時間：11:30~14:30 17:00~22:00  
 ■ 定休日：月曜日（祝日の場合は翌日休み）



HPより「蟹の淡雪チャーハン」

〈藤本慎誠 記〉

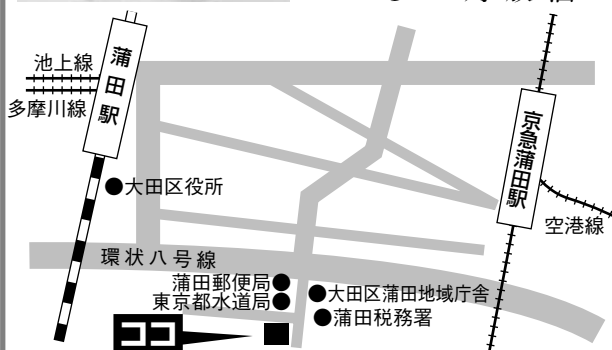
ぜひ、お立ち寄りください。

お酒も店内に置いてあるお酒すべてが飲み放題メニューの対象です。

とくに、おすすめは身体にいい新鮮な野菜を使った、エビの野菜塩炒め、それに蟹の淡雪チャーハン。

無いです。何を食べてもはずれが

中華料理は、日本人に合うようにアレンジされた大衆料理を指し、中国本来の料理は、中国料理と呼ぶ。



## 読者のひろばへ俳句

南蒲一支部 松川朝子

鉄の門今日は開かれ冬薔薇

賀状書く人にふさはし切手貼る

冬日差し母の匂ひの衣をたたむ

久々の墓参に集ふ冬日和

釣人のぬるらし土手の冬帽子

# Desk Side

## デスクサイド



写真・ロゴはH.P.より

今年七月十日、横浜に原鉄道博物館がオープンした。鉄道模型マニアの私はオープン当初は混雑しているとの事で、様子を見ておりましたが、落ち着いた頃とおもい家内を誘いこの程行ってきました。

メインの巨大なレイアウト「いちばんテツモパーク」は、レール幅四十五mmの一番ゲージが欧州の町並みを走ります。一般的な鉄道模型は加工しやすい真鍮、ブリキ等の素材が用いられています。



## 「原」鉄道模型博物館

が、原氏の鉄道模型は本物の鉄道車両を忠実に再現しています。電気は架線からとり、鉄のレールを鉄の車輪で走行。レールの継ぎ目のジョイント音はすごい迫力。全体を見渡せる観覧席からの世界最大級のレイアウトや、横浜の今昔を再現した横浜ジオラマ（HOゲージ）、原氏が所蔵している膨大な模型の数々は一見の価値あり。マニアは勿論、マニアでない方も本物の街を本物の車両が走るような情景を楽しめるミュージアムです。

＜ I ・ H ＞

### 新入会員の皆さまです

平成24年9月～10月(支部順)

◆支部名	◆法人名	◆住所	◆業種
中央南1	(株)長商事	蒲田4-40-5-202	解体工事業
中央南2	(株)守半聡本舗	蒲田5-46-8	海苔、お茶
蒲田本町	東明春	蒲田本町1-3-8	飲食業
西蒲田8丁目	日機船用サービス(株)	西蒲田8-22-2	船用部品卸売
西口商店街	(株)コクミン	西五反田7-22-17	ドラッグストア
西六郷2丁目	(株)武原製作所	西六郷2-45-2	製造業
南六郷1丁目	リンカ工業(株)	南六郷1-11-11	金属製造業
北糀谷	(株)マナカ	北糀谷2-15-17	スクラップ非鉄金属屑回収業
下丸子3	(有)ティディエムエステート管理	下丸子3-14-1	不動産
矢口6	C・C・Oコンサルティング(株)	幸区小向西町4-114	会計・税務に係るコンサルティング業務
管 外	(株)水信ブルックス	西区北幸1-11-1	飲食業
//	UNDリスクマネジメント(株)	渋谷区渋谷3-5-1-702	保険代理店

### 法人かまた

No.445  
平成24年12月1日発行

発行人/渡邊 正禮  
発行/公益社団法人 蒲田法人会  
〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号  
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 8,652社  
加入法人数 3,611社  
加入率 41.7%  
[平成24年10月末現在]



法人会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
 企業保障の  
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1  
 (TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161



AIU保険会社

首都圏第一営業本部/東京都港区新橋5-11-3  
 (新橋住友ビル6F) TEL 03-5473-3601

## “北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・  
 餃子・春捲・シュマイ・ワンタン  
 の皮及び春捲 製造販売,卸.

株式会社 **菅野製麺所**

代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田6丁目29-2

〒144-0051 T E L 03-3735-1561(代)

F A X 03-3730-0599

埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972

瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

法人会

## 消費税期限内納付

### 推進運動

お 願 い

法人名、代表者・住所・電話番号等の変  
 更がございましたら蒲田法人会事務局ま  
 でご連絡をお願い致します。

電話 3734-7300

## 郵便局の簡易保険ご利用の経営者の皆様へ

### お手持ちの簡易保険の証券をご確認ください

郵便局の簡易保険を法人会の団体扱いにすれば保険料が割引になります。

保険料のお支払いは口座引き落としのため手間がかかりません。

法人会員ならではの団体割引のメリットをご案内いたします。

ぜひ、皆様のご利用をお待ちしております。

対象となる契約

1. 蒲田法人会会員であること
2. 保険契約者名が代表取締役または取締役であること  
 ※監査役は含まれません、履歴事項全部証明書が必要です
3. 保険契約が平成19年9月30日以前になされたもの

ご利用頂ければ  
**保険料が4.3~5%  
 割引になります。**

よろしくね!



お申込み、お問い合わせは

公益社団法人 蒲田法人会 事務局までご連絡ください。【担当】 久留宮・田久保

TEL. 3734-7300

# 公益社団法人 蒲田法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。  
 これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。  
 蒲田法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



## 大きなあんしん



### 葬儀支援サービス2つのポイント

#### ポイント1 葬儀費用の軽減

蒲田法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ～ 252,000円でご利用になれます。

#### ■ ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇 	お棺  内装用品・納棺用品	寝台車  車庫から10kmまで	ご遺影(白黒)／お位牌(白木) 会葬礼状(100枚)／枕飾り ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など
--------	---------------------	-----------------------	--

適用対象者	基本セットご利用料金
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員企業の75歳未満の全取締役および監査役本人</li> </ul>	<b>無料</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員企業の75歳以上の全取締役および監査役本人</li> <li>● 本人の配偶者および子女</li> <li>● 本人および配偶者の両親</li> <li>● 本人および配偶者の祖父母</li> </ul>	252,000円 <small>(消費税込)</small>

#### ポイント2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟128団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

#### 国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

#### ● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などでのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

<http://www.gishiki.co.jp>  
 [ユーザー名] gishiki [パスワード] kamata\_hou

### 葬儀のご手配・事前のご相談はフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間 365日対応 **0120-421-493**  
通話料無料

ご利用になる場合は「蒲田法人会」とお伝えください。